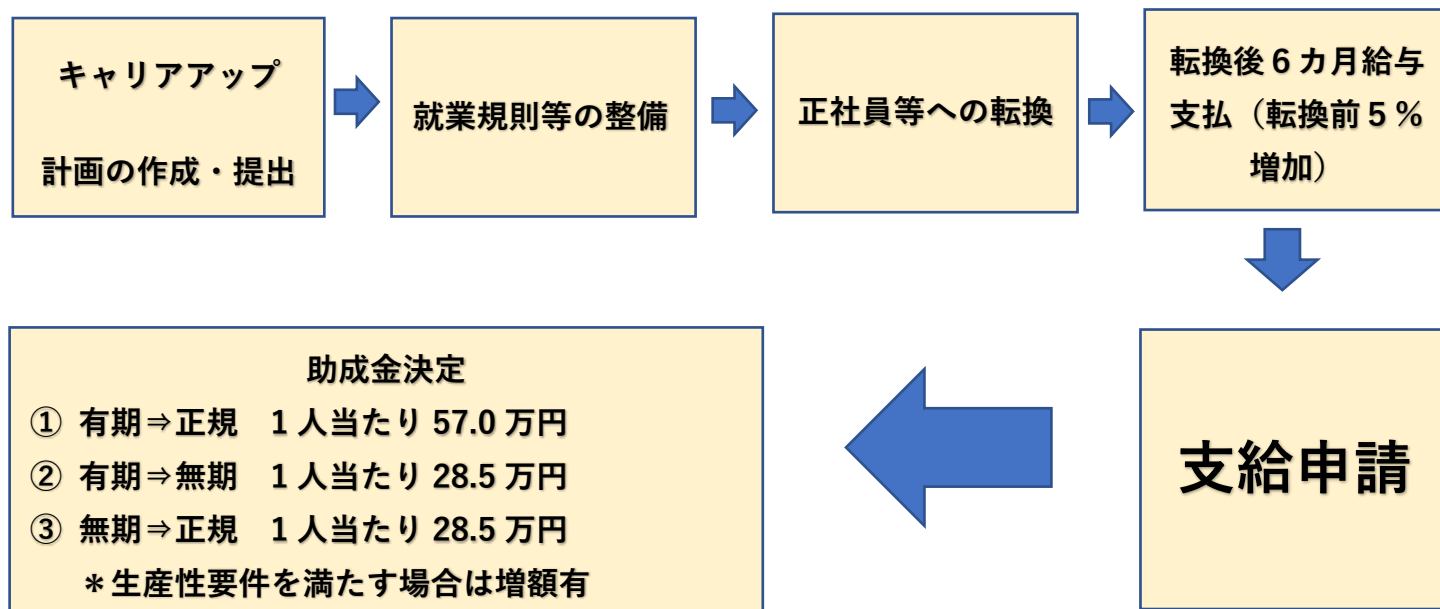


活用したいスタッフ給与アップの支援策

1. キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



2. 所得拡大促進税制

項目	平成 29 年 (前年)	平成 30 年 (当年)	給与増加額	増加率
継続者給与	1200 万円	1224 万円	24 万円	2%
中途採用給与	120 万円	360 万円	240 万円	200%
給与総額	1320 万円	1584 万円	264 万円	20%

(1) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日開始事業年度が対象 (個人は平成 31 年から)

(2) 継続者給与が前年比で 1.5%以上増加

(3) 増加額の 15%を税額控除 (税額の 20%限度)

(設例の場合)

給与増加額 24 万円 * 15% = 3 万 6 千円法人税額から控除 (12 万円の経費対策と同等)

(注) 上乗せ控除⇒増加額の 25%を税額控除 (10%上乗せ)

(1) 継続者給与が前年比で 2.5%以上増加

(2) 教育訓練費が前年度比で 10%以上増加

歯科会計

平成 30 年度最低賃金

1. 平成 30 年 10 月以降適用される最低賃金の状況 (単位:円)

都道府県	平成30年	引上げ額	引上げ率	月額給与
岩手	762	24	3.3%	137,160
宮城	798	26	3.4%	143,640
山形	763	24	3.2%	137,340
茨城	822	26	3.3%	147,960
栃木	826	26	3.3%	148,680
群馬	809	26	3.3%	145,620
埼玉	898	27	3.1%	161,640
千葉	895	27	3.1%	161,100
東京	985	27	2.8%	177,300
神奈川	983	27	2.8%	176,940
静岡	858	26	3.1%	154,440
全国平均	874	26	3.1%	157,320

- (1) 最低賃金 (時給) は全国平均で 26 円増の 874 円となり過去最大の引上げ幅
- (2) 約 4 割の都道府県が厚生労働省の中央最低賃金審議会の答申以上の引上げ

2. 最低賃金を下回った場合

- (1) 最低賃金を下回る雇用契約は無効
- (2) 最低賃金の支払いをしていない場合の罰則等
 - ①労働基準監督署の調査
 - ②是正勧告
 - ③改善が認められない場合は、書類送検⇒罰金 (50 万円以下)

ドクター会計

医療広告ガイドラインQ&A

今年6月より医療に関する広告規制の見直しを含む医療法改正が施行されています。これにより、それまで対象外であったホームページも医療広告規制の対象となりました。

5月8日には厚生労働省より「医療広告ガイドライン」が公表されましたが、今回さらにこのガイドラインに基づき具体的な考え方の例を整理した「医療広告ガイドラインに関するQ&A」が公表されました。

以下、その一部をご紹介します。

Q2-1 「最新の治療法」や「最新の医療機器」などの表現は、広告可能でしょうか。

A2-1 「最新の治療法」や「最新の医療機器」であることが、医学的、社会的な常識の範囲で、事実と認められるものであれば、必ずしも禁止される表現ではありません。ただし、求められれば内容に係る裏付けとなる根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。(後略)

Q2-2 「最先端の医療」や「最適の医療」などの表現は、広告可能でしょうか。

A2-2 「最先端」や「最適」の表現は、誇大広告に該当するため、広告できません。

Q2-8 手術前のみ又は手術後のみの写真を用いて広告することは、可能でしょうか。

A2-8 手術の前後の写真と同様、手術前のみ又は手術後のみの写真についても、患者等を誤認させるおそれがある治療効果に関する表現に該当するため、広告できません。

Q2-9 医療機関のウェブサイト上の口コミ情報は、広告規制の対象でしょうか。

A2-9 患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談は、今回新たに規定された広告禁止事項です。特に、当該医療機関にとって便益を与えるような感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大に当たるため、広告できません。

Q2-11 フェイスブックやツイッターといったSNSで医療機関の治療等の内容又は効果に関する感想を述べた場合は、広告規制の対象でしょうか。

A2-11 個人が運営するウェブサイト、SNSの個人のページ及び第三者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘引性が認められない場合は、広告に該当しません。

医療承継

小規模宅地等の特例④（特定事業用宅地）

相続税の土地の評価について、要件を満たす被相続人所有の土地に関して大幅な評価の減額が認められる小規模宅地等の特例があります。今回は当該特例のうち、「特定事業用宅地」について解説します。

特定事業用宅地とは、被相続人等が個人事業主として店舗や事務所等を経営していた場合のその敷地に対して、要件を満たすと 400 m²まで80%の減額が受けられる特例です。

<被相続人が事業をしていた場合の要件>

①	事業を承継した相続人が敷地を相続する
②	承継した同事業を申告期限まで継続（申告期限まで転業不可） 親内科→子眼科（転業ではない） 親医科→子歯科（転業にあたる）
③	相続した敷地を申告期限まで所有継続

<生計一親族が事業をしていた場合の要件>

①	当該事業を行っている生計一親族が敷地を相続する
②	申告期限まで事業継続 （申告期限前に生計一親族自身が転業することは可能）
③	相続した敷地を申告期限まで所有継続

なお、不動産賃貸業を行っている敷地については、特定事業用宅地の対象外であり、貸付事業用宅地50%減額（200 m²限度）の扱いとなります。

<特定居住用宅地との併用>

当該特定事業用宅地の評価の減額の特例は、居住用の敷地に対する80%減額の特例（330 m²限度）と併用して適用可能です。特定居住用宅地に330 m²適用し、特定事業用宅地に400 m²適用すれば合わせて計730 m²に対して80%減額がとれることとなります。

非常に大きな減額となる特例ですので、要件を満たすように事前に対策することが重要です。